

蒲郡市小規模工事施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市の行う小規模工事の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 小規模工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する工事のうち、予定価格が130万円以下で、随意契約により契約を締結する工事とする。

(取扱範囲)

第3条 小規模工事の取扱範囲は、蒲郡市が発注する工事とする。

(施行範囲)

第4条 小規模工事の施行範囲は、蒲郡市が管理する公共施設とする。ただし、蒲郡市の管理に属さない公共施設であっても、当該施設の管理者の承認を得たときは、小規模工事の施行範囲とすることができます。

(施行方法)

第5条 小規模工事の施行については、次の各号により処理するものとする。

- (1) 工事の施行については、極力蒲郡市において、巡回し工事箇所の発見に努めることとするが、総代、市議会議員等地域を代表する者からの申出があった場合においても、実情を調査し、小規模工事調査書・予算執行伺書（第1号様式又はこれに類する様式）を作成して施行する。
- (2) 工事を施行する場合において、当該箇所に違法行為があるとき、又は工事施行により障害が発生するおそれのあるときは、それが解決された後でなければ工事を施行しない。
- (3) 工事を施行する場合においては、関係機関又は関係者等と連絡を密にし、障害の発生防止に努めるものとする。
- (4) 工事の施行を担当する課長等（以下「工事担当課長」という。）は、工事現場の状況に合わせて選定した建設業者に対して、工事概要等の工事の施行に必要な事項を書面により通知し、当該通知に基づく見積書を徴すことにより、見積金額を確認するものとする。
- (5) 工事担当課長は、前号により最も安価な価格を提示した建設業者（1者の場

合は当該建設業者) から、工事の内訳書を添付した見積書を徴し、その積算額等の内容が適当と認めたときは、施設の管理を担当する課長等(以下「施設管理担当課長」という。)は、小規模工事調査書・予算執行伺書及び支出負担行為決議書により決議し発注するものとする。

- (6) 工事の請負契約書は、蒲郡市契約規則(昭和39年蒲郡市規則第11号)第25条の規定により、作成を省略する。この場合において、契約書に代えて工事担当課長は注文書(第2号様式又はこれに類する様式)を発し、当該工事を受注した建設業者(以下「受注者」という。)から請書(第3号様式又はこれに類する様式)を徴するものとする。
- (7) 工事担当課長は、当該工事の監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- (8) 受注者は、当該工事の主任技術者を定め、請書に併記して工事担当課長に提出するものとする。
- (9) 施設管理担当課長は、工事の内容を変更しようとするときは、予算執行変更伺書及び支出負担行為決議書により決議し、工事担当課長は、変更注文書を発し、受注者から変更請書を徴するものとする。
- (10) 前号の場合において、変更後の契約金額は130万円を超えないものとする。
- (11) 工事を完成したときは、受注者から速やかに完了届をはじめとする完了書類を提出させるものとする。
- (12) 受注者から完了時に徴取すべき書類は、下記のものとする。
 - ア 工事打合簿(第4号様式)
 - イ 出来形管理図表(土木工事に限る。)
 - ウ 工事記録写真
 - エ その他監督員が必要と認めた関係書類
- (13) 工事の検査は、別に定める蒲郡市工事検査要綱(昭和53年4月1日施行)によって行うものとする。
- (14) 請負代金の支払は、完了検査合格後の適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。
- (15) 作成する書類の様式は、別に定める蒲郡市工事施行に関する事務取扱要領(昭和60年11月1日施行)等によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市小規模工事施行要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

小規模工事調査書

予算執行伺書

文書番号	
区分別課 管理番号	

年度	会計						所属					
予算区分 款 項 目 事業 1 事業 2 事業 3 節 細節 細々節							起案日	年 月 日				
							決裁日	年 月 日				
							契約方法					
							予算現額	円				
							執行伺額	円				
							予算残額	円				
金額												
内 消費税等 円												
件 名 等	件 名											
	契約期間											
	工事場所											
備 考												
	<input type="checkbox"/> 分割工事 <input type="checkbox"/> 追加工事 <input type="checkbox"/> 現場代理人兼務 <input type="checkbox"/> 公文書の公開区分 <input type="checkbox"/> 非公開の適用条項 <input type="checkbox"/> 随意契約の理由 <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 蒲郡市情報公開条例第6条第1項第 号該当 <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号該当											
	連番	品名コード	項目・品名			工事場所			数量		単価/金額	

第2号様式（第5条関係）

		注文書									
契約番号											
工事名											
工事場所 路線等名称											
工期											
請負代金額	円										
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)										
契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約保証金の納付					<input type="checkbox"/> 有価証券の提供					
	<input type="checkbox"/> 金融機関又は保証事業会社の保証					<input type="checkbox"/> 蒲郡市契約規則の規定					
	<input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券					<input type="checkbox"/> 履行保証保険					
工事内容											
完了検査時期											
請負代金額支払の時期											
その他の事項											

上記の契約履行に関しては、添付の約款及び設計図書のほか、蒲郡市契約規則による。

所在地

受注者 氏名・名称

及び代表者

様

蒲郡市

蒲郡市長

印

第3号様式（第5条関係）

取入	印紙	請	書
契約番号			
工事名			
工事場所 路線等名称			
工期			円
請負代金額			(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約保証金の納付 <input type="checkbox"/> 金融機関又は保証事業会社の保証 <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券	<input type="checkbox"/> 有価証券の提供 <input type="checkbox"/> 蒲郡市契約規則の規定 <input type="checkbox"/> 履行保証保険	
工事内容			
完了検査時期			
請負代金額 支払の時期			
その他の事項			

上記の工事請負契約履行について、蒲郡市契約規則を遵守し、もし違反したときは、同規則によって処分を受けても異議ありません。

上記の事項確認のため、この請書を提出します。

蒲郡市
蒲郡市長

様

所在地

受注者 氏名・名称

及び代表者

印

主任技術者

第4号様式（第5条関係）

工事打合簿（小規模工事）

監督昌

主任技術者